

第Ⅷ章 整備

1. 方向性

史跡の本質的な価値となる弥生時代中期大規模集落について、史跡の公開・活用のための整備基本方針を定める。整備にあたっては、史跡を構成する諸要素を地点ごとにゾーニングし、その特徴を活かした整備指針を提起する。

2. 方法

(1) 史跡を構成する主要素によるゾーニングと整備方針(第21～23図・第13表)

整備方針策定にあたっては、第Ⅳ章の史跡の本質的な価値を整理し、史跡保存計画区域を8ゾーンに分けることができる。

各ゾーンの整備の基本方針は下記表のとおりである。今後基本的なゾーン設定は変わらないが、整備に伴う既検出遺構精査や未調査地区の史跡内容把握のための計画的な発掘調査が必要であり、その成果により各ゾーン設定や整備方針の修正が必要となる。

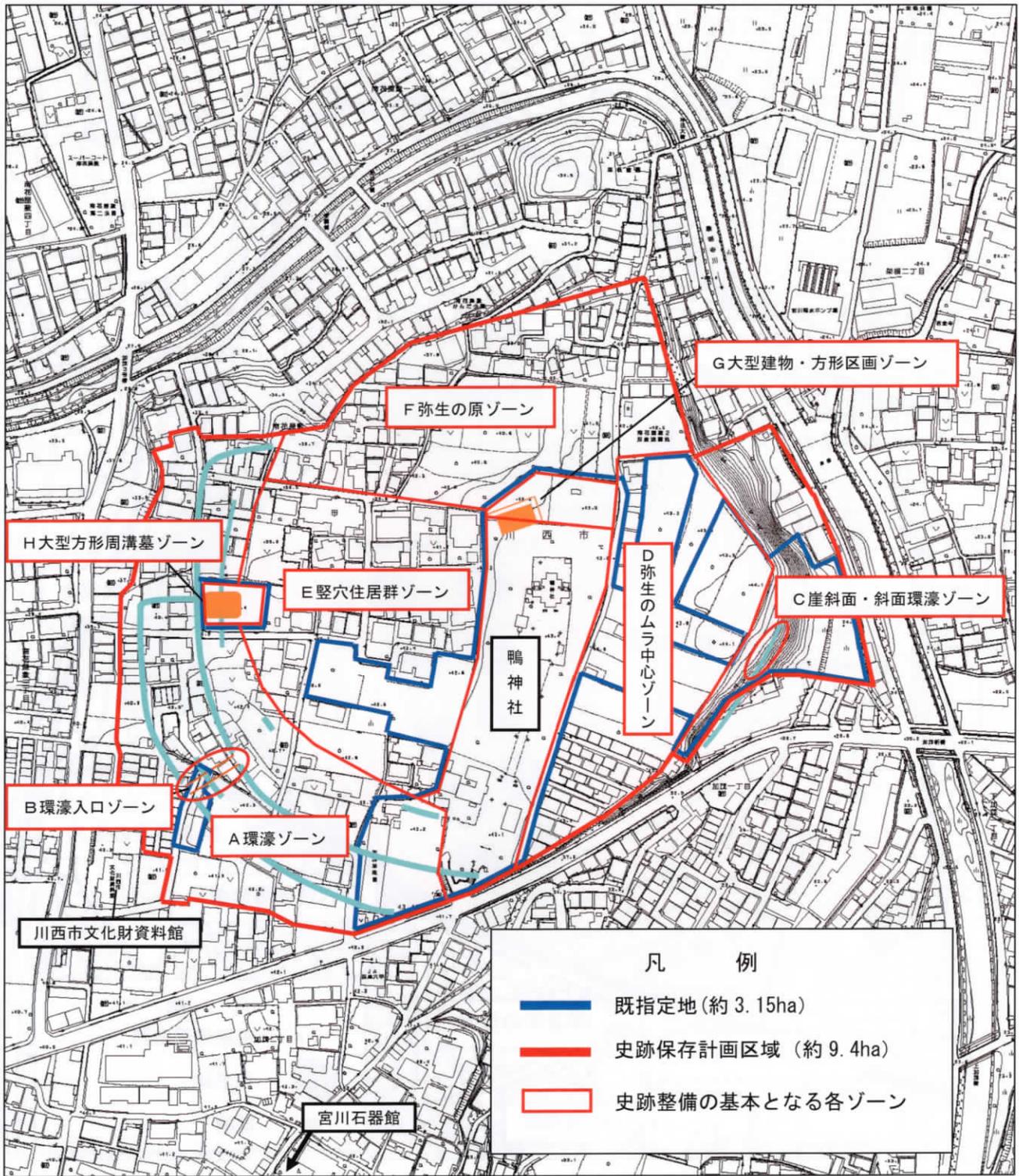
また、整備の内容は、遺構を保護するため、盛り土を行った上での遺構表現や復元整備が主なものである。

なお、本史跡の保存過程は長期にわたるものであり、その間すでに公有化した史跡保護用地を空き地のまま存続することは適切ではないと考えられる。このため整備が可能な箇所については、短期的にこの整備方針に基づきを進めるのが妥当である。

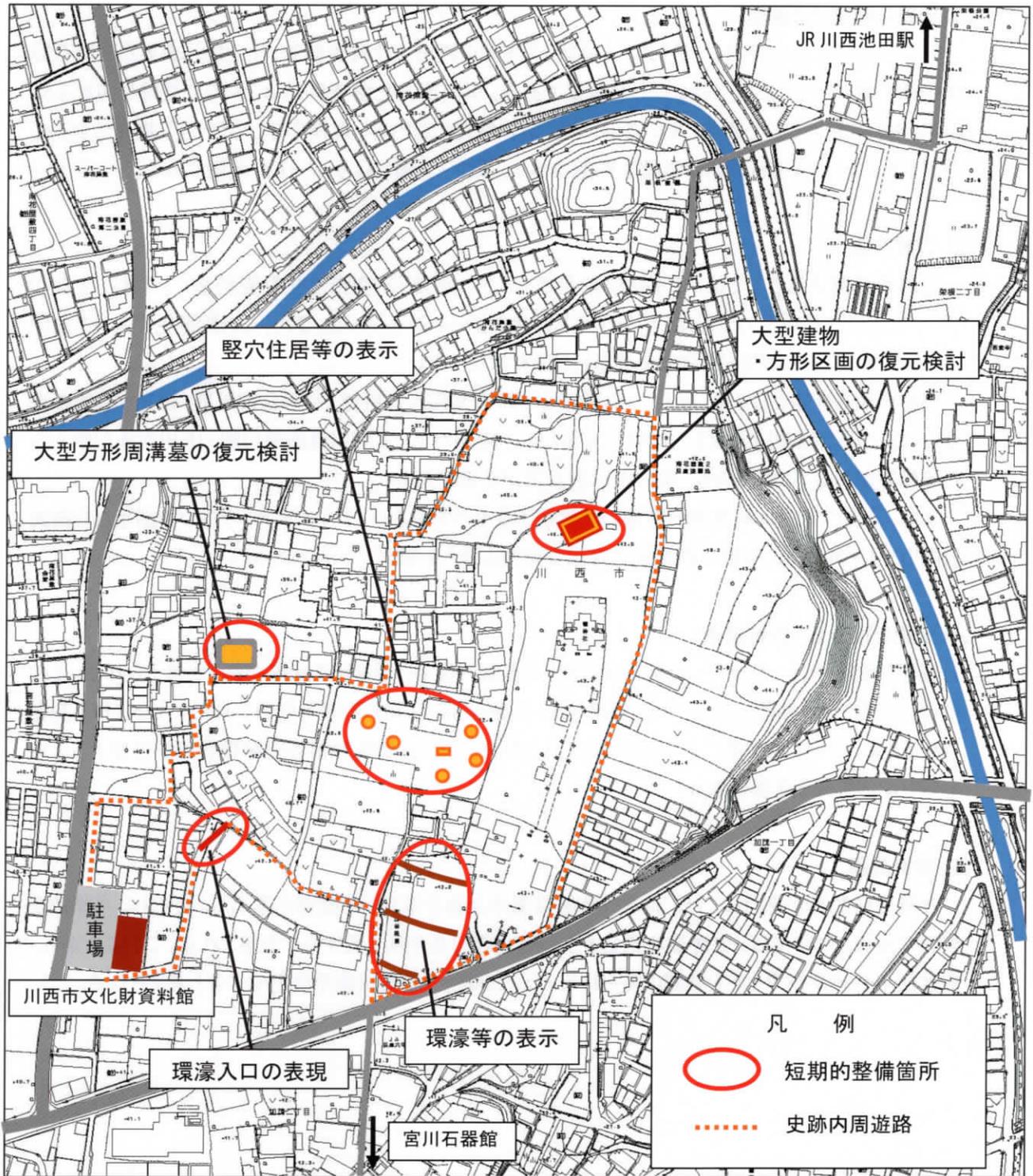
第13表 各ゾーンの整備方針

	ゾーン名 (構成要素地区)	整備方針等
A	環濠ゾーン (②環濠)	【整備方針】 環濠の表現を行うが、遺構の損壊を避けるため平面表示や植樹列等による表示等を検討する。 【短期的整備】 計画される市立加茂幼稚園移転後の敷地については、短期的整備を協議する
B	環濠入口ゾーン (②環濠)	【整備方針】 環濠入口通路遺構の表現を行う。整備手法は、通路の平面表示や両脇の柵列の復元を検討する。また、川西市文化財資料館をガイダンス施設として位置づけ、史跡整備地への入口地点とする。 【短期的整備】 環濠入口通路遺構の地点654㎡の土地については、公有化済みで、短期的整備が可能であり、上記表現の整備を実施する。

C	崖斜面・斜面環濠ゾーン (③崖斜面)	<p>【整備方針】 斜面環濠の復元を検討するが、急傾斜地であるため、遺構を損壊しない方法で法面保護を行う必要がある。また、大阪方面の眺望が良い地点であるため、遺構の損壊を避けた台地の縁に展望施設設置を検討する。</p> <p>斜面環濠の存在しない箇所については、現存山林を維持する。</p> <p>【短期的整備】 崖斜面地の約3,700㎡は、先行取得済みであり、公有化後短期的整備も可能であるが、見学の動線上台地上の土地公有化を待たねばならない。</p>
D	弥生のムラ中心ゾーン (①集落中心域 居住区東部)	<p>【整備方針】 史跡指定地・未指定地を合わせて農地がまとまって残っており、広さの面から弥生のムラの中心地をイメージした竪穴住居等の復元を検討する。</p>
E	竪穴住居群ゾーン (①集落中心域 居住区西部)	<p>【整備方針】 竪穴住居が密集した状態で検出されており、竪穴住居の復元を検討する。また、弥生時代終末期や古墳時代の竪穴住居も検出されており、整備に反映させる。</p> <p>【短期的整備】 約2,800㎡の土地については公有化済みであり、短期的整備が可能である。ただし、現状では宅地に近接しており、当面は平面表示にとどめる。</p>
F	弥生の原ゾーン (①集落中心域 居住区北部)	<p>【整備方針】 竪穴住居等の復元は行わず、弥生時代の広大な原のイメージで整備を行う。整備後のイベント開催用地として適切である。</p>
G	大型建物・方形区画ゾーン (①集落中心域 居住区中央部)	<p>【整備方針】 方形区画を伴う大型掘立柱建物跡の復元を検討する。</p> <p>【短期的整備】 1,663㎡の土地については公有化済みで、短期的整備が可能であり、上記方針の整備に向け検討を進める。</p>
H	大型方形周溝墓ゾーン (①集落中心域 居住区西端部)	<p>【整備方針】 大型方形周溝墓の復元を検討する。</p> <p>【短期的整備】 996.37㎡の土地については公有化済みで、短期的整備が可能であり、上記方針の整備に向け検討を進める。</p>



第 21 図 史跡整備に係るゾーン設定図



第 23 図 史跡短期的整備イメージ図

(2) 史跡に隣接する施設

史跡の整備にあたっては、ガイダンス施設としての川西市文化財資料館、学史的に重要な宮川石器館も構成要素として位置づけることが重要である。川西市文化財資料館は、すでに遺跡を訪れる際のガイダンス施設として機能しているが、本史跡に特化した内容・規模を有しておらず、拡充させる必要がある。また、宮川石器館は私設資料館であり、維持・公開にはサポートが必要である。

(3) 公開方法

史跡の公開方法としては、まず見学者がガイダンス施設（川西市文化財資料館）を訪れ、上記のゾーンと宮川石器館含めて周遊して見学する方式がよいと考えられる。また、この周遊見学ルート設定に伴っては、ルート案内表示設置を考慮しなければならない。

史跡に至る経路としては、ガイダンス施設（川西市文化財資料館）への自家用車・観光バスでの来場のほか、川西能勢口方面または伊丹方面からの路線バス、阪急川西能勢口駅・JR川西池田駅からの徒歩等がある。この場合も、案内表示板設置が必要である。

また、公開の方式は現地復元整備の見学が主なものであるが、デジタルコンテンツを活用した画像公開方式についても、今後の技術的な進展を見据え導入を検討すべきである。

(4) 整備を行う上での留意点

短期的整備を行った場合、現状では隣接して多数の住宅と併存する状況が続くと考えられる。この場合、公開に伴う各種のトラブルが予想され、史跡公開・活用の存続も危惧されるような状況も想起されるため、フェンス設置による夜間の立ち入り制限や防犯・防災対策等史跡整備地を管理する上で十分な配慮を行う必要がある。

(5) 整備計画

今後史跡整備にあたっては、別途史跡整備基本計画を策定して整備を進める。ただし、本格的な整備の達成については、史跡追加指定や公有化の面で長期間を要すると予想される。このことから、史跡活用の効果が少しでも早期に得られるよう、短期的な整備計画を策定すべきと考えられる。

第Ⅸ章 運営・体制の整備

1. 方向性

体制においては、川西市を管理主体として、川西市教育委員会の文化財担当課(社会教育・文化財課)が主担当となり、国・県の指導を得て実施する。運営においては、文化財担当課が主体となりながらも、市民・地域住民団体と連携を図りながら実施する。

2. 方法

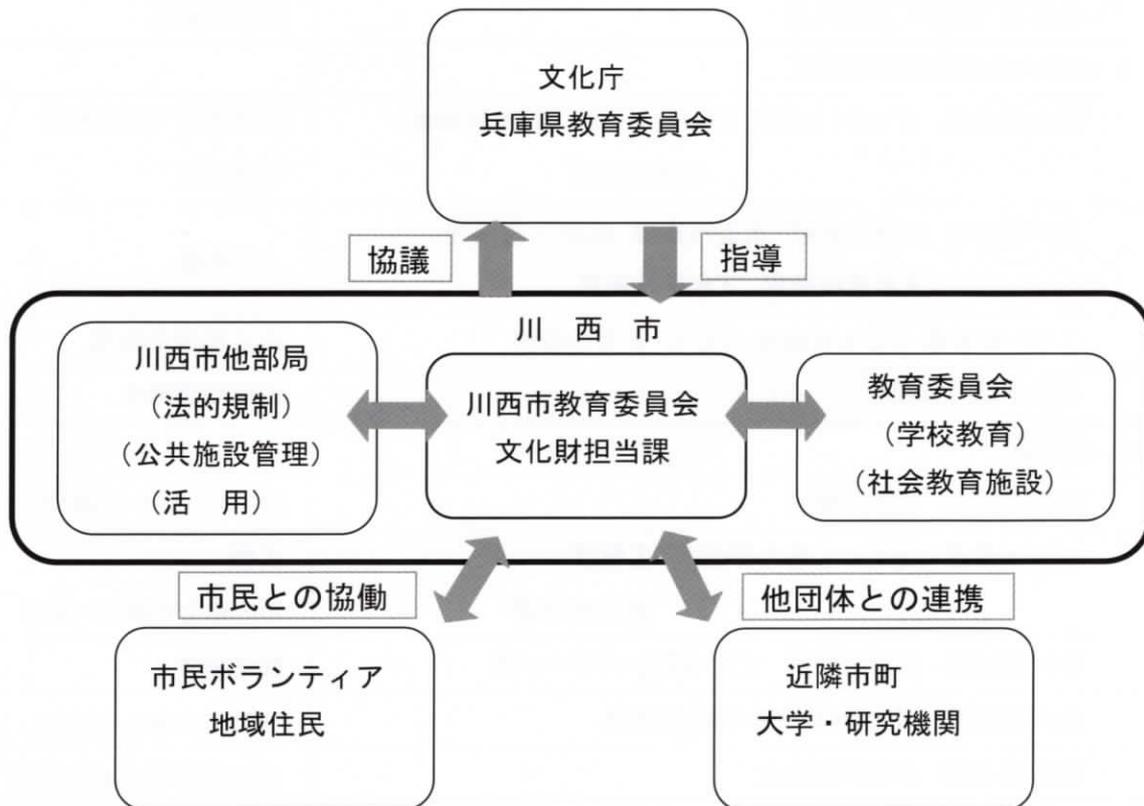
(1)体制

川西市教育委員会文化財担当課(社会教育・文化財課)では、埋蔵文化財専門職員を適正に配置する等体制を充実し、史跡の保存管理・活用・整備の実施にあたる。

(2)運営

川西市教育委員会文化財担当課(社会教育・文化財課)が史跡の保存管理・活用・整備の運営にあたる。

しかし、活用面では社会教育的観点から市民・地元住民がその一員となる主体的な参加が望まれる。また、当面は住宅が多く併存し、将来的には広大な史跡整備地の公開・活用事業の展開を視野に入れると、地元住民団体の理解や協力に加えて積極的な参加が望まれる



①主となる運営体制

所 管 課	内 容
川西市教育委員会 教育推進部 まなび支援室 社会教育・文化財課	<p>史跡加茂遺跡に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存管理及び保存計画区域の追加指定手続きを行う。 ・史跡指定地の公有化手続きを行う。 ・史跡内の保存・活用・整備を目的とした発掘調査を実施する。 ・史跡の見学対応等の活用・整備事業を行う。 <p>※史跡加茂遺跡以外の業務としては、市内各種文化財の保護と講座等啓発事業、市内埋蔵文化財の開発対応と発掘調査、文化財施設の管理・運営等を実施しており、適正な専門職員配置等の体制の充実が必要である。</p>

②自治体内での部署間連携

部 署 名	内 容
1. 上位計画	
総合政策部 行政経営室	川西市総合計画
2. 史跡内での法的規制・税制・公有化等	
都市整備部 まちづくり政策室 都市・交通政策課	土地公有化
都市整備部 まちづくり指導室 都市計画課 開発指導課・建築指導課	都市計画 住宅開発等
総務部 税務室 資産税課	固定資産税
3. 史跡内公共施設の管理面	
都市整備部 まちづくり推進室 道路管理課・道路整備課 公園緑地課	道路管理・道路整備 公園管理
上下水道局 水道技術室 水道技術課・給排水設備課 下水道技術室 下水道技術課	上下水道
こども未来部 こども家庭室 こども・若者政策課	市立加茂幼稚園
消防本部 総務課	消防団格納庫
4. 活用面	
総合政策部 参画協働室	コミュニティ・自治会
総合政策部 かわにし魅力発信室 広報課 魅力創造課	広報 市の魅力の創造・発信
市民生活部 生活活性室 文化・観光・スポーツ課	観光施策
教育推進部 学校教育室 学校指導課	学校での郷土史学習
教育推進部 まなび支援室	公民館等社会教育施設

③国、都道府県による文化財保護法・条例等に基づく指導等

所 管	内 容
文化庁文化財部記念物課 兵庫県教育委員会文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存管理・活用・整備への指導を得る。 ・文化財保護法に基づく届出・申請（史跡追加指定、現状変更等） ・史跡買い上げ・整備に係る補助金

④市民・地域との連携・協働

団 体	内 容
加茂小学校区コミュニティ推進協議会 加茂自治会 南花屋敷自治会 加茂第三自治会 東雲自治会	川西市第5次総合計画「地域別構想」に基づき、当地域では「地域別計画」を策定し本史跡の継承・発信を目指した活動が行われていることから、これと積極的に連携する。また、史跡の住環境へ及ぼす影響が大きいため、史跡の保存管理・活用・整備に伴う協力依頼や、発生する諸問題解決に向けての協力・協議依頼を行う。
加茂小学校区コミュニティ推進協議会 (加茂遺跡クラブ)	上記地域別計画により、当地域では本史跡保存活用計画策定中の平成27年9月に史跡加茂遺跡を継承していくための「加茂遺跡クラブ」が発足した。今後地域住民との協働を目的として当団体への支援を行うとともに史跡活用面での連携を図る。
川西市文化財ガイドボランティア ガイドの会	市内の文化財ガイドを行い文化財の顕彰及び継承を目的とする市民ボランティア団体である。すでに本史跡のガイドや体験学習、スタンプラリー等で市と協働しているが、今後史跡活用面での連携を深める。

⑤その他の連携

連 携 先	内 容
近隣市町	近隣市町間で文化財活用面での連携ができるような体制が確立されるよう協議を行う。
大学・研究機関	学術研究面で弥生集落研究や発掘調査等の共同実施や、史跡保存管理・活用・整備についての共同研究が行えるような体制確立に向けて協議する。

第X章 施策の実施計画の策定・実施

保存管理・活用・整備・運営体制の実施計画は下記表のとおりである。

保存管理では、農地・山林等の追加指定を最優先し、これの進捗後中長期的に宅地の追加指定を行う。活用・整備・運営体制については、短期的には現状でできる範囲で着手し、中長期的に継続・充実させる。

第14表 施策実施計画総括表 *短期：策定後5年間・中長期：策定後10年～20年間

施策	内 容	実施時期		備 考
		短期	中長期	
保存管理	既指定地（公社先行取得地）の買い上げ	○		短期的に買い上げ、暫定整備に備える。
	既指定地（農地・山林）の買い上げ	○	○	所有者との協議により、短期・中長期に対応。
	指定計画地（農地・山林等）の追加指定	○		所有者との協議により、短期的に実施。
	指定計画地（農地・山林等）の買い上げ	○	○	所有者との協議により、短期・中長期に対応。
	指定計画地（宅地）の追加指定		○	指定計画地(農地等)の追加指定の進捗後に実施。
	指定計画地（宅地）の買い上げ		○	
活用	学校教育における活用	○	○	短期的に現状でできる範囲で着手するが、以後整備の進行に合わせ中長期的に継続・充実させる。
	社会教育における活用	○	○	
	地域における活用	○	○	
整備	短期的整備	○		短期的に現状でできる範囲で整備に着手し、中長期的整備につなげる。
	中長期的整備		○	
運営体制	市の運営体制の整備	○	○	短期的に現状でできる範囲で体制整備・運営連携に着手し、中長期的に継続・充実させる。
	運営の連携	○	○	

第Ⅻ章 経過観察

施策着手後の経過観察事項は下記表のとおりである。

なお、経過観察にあたっては5年間を一区切りとし、その進捗状況を確認・評価する。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

第 15 表 施策実施に係る経過観察表

*短期：策定後 5 年間・中長期：策定後 10 年～20 年間

施策	内 容	実施時期		単位	備 考 (根 拠)
		短期	中長期		
保存管理	既指定地（公社先行取得地）の買い上げ	○		%	対象地に対する実施面積の割合
	既指定地（農地・山林）の買い上げ	○	○	%	〃
	指定計画地（農地・山林等）の追加指定	○		%	〃
	指定計画地（農地・山林等）の買い上げ	○	○	%	〃
	指定計画地（宅地）の追加指定		○	%	〃
	指定計画地（宅地）の買い上げ		○	%	
活用	学校教育における活用	○	○	%	学校からの見学者数、郷土史講座来訪者数、地域の共催イベント参加者数の増加度。計画初年度との比較。
	社会教育における活用	○	○	%	
	地域における活用	○	○	%	
整備	短期的整備	○		%	対象地に対する実施面積の割合
	中長期的整備		○	%	
運営体制	市の運営体制の整備	○	○	%	現在の人員配置に対する増加人数
	運営の連携	○	○	%	連携団体の増加数。計画初年度と比較

史跡加茂遺跡 保存活用計画書

発行日 平成28年3月31日

編集発行 川西市教育委員会

印刷 Aプランニング